

令和6年度国民年金システム標準化研究会
(第一回) 議事概要

日時：令和6年6月25日(月) 14:00～16:00

場所：オンライン開催

事務局設置会場：丸の内二重橋ビルディング17階(東京都千代田区丸の内3-2-3)

出席者(敬称略)

(構成員)

中川 健治(座長)	株式会社ECO経営企画室 代表取締役
立石 亨	公共システム政策研究所 代表
林 友美	神戸市 福祉局国保年金医療課 国民年金担当課長
浅見 英男	江戸川区 生活振興部地域振興課 課長
伊藤 裕司	桐生市 市民生活部市民課 課長
銅 真	苫小牧市 市民生活部保険年金課 課長
赤峰 佐緒里	久留米市 健康福祉部 医療・年金課 課長補佐兼主査
長友 悟	株式会社RKKCS 企画開発本部住基内部システム部 部長
深谷 瞬	株式会社TKC 住民情報システム開発センター 住民情報システム技術部 チーフ
荒川 剛	日本電気株式会社 住民情報システム開発統括部 主任
西澤 那智	株式会社電算 開発本部ソリューション1部 主幹
高見 幸司	富士通 Japan 株式会社 P&E事業本部 住民情報サービス事業部 マネージャ
黒田 隆史	株式会社日立システムズ 公共情報サービス第一事業部 公共パッケージ開発第二本部 パッケージ開発第五部第一グループ 主任技師

(オブザーバー)

米田 圭吾	デジタル庁 統括官付参事官付 参事官補佐
津田 直彦	デジタル庁 統括官付参事官付 参事官補佐
千葉 大右	デジタル庁 地方業務標準化エキスパート
池端 桃子	デジタル庁 地方業務標準化エキスパート
大高 徳馬	デジタル庁 統括官付参事官付
堂前 昭彦	日本年金機構 事業企画部 事業企画グループ長
地藤 学	日本年金機構 国民年金部 国民年金管理グループ長
前田 賢一郎	日本年金機構 システム企画部 システム総合調整グループ長
帳山 昌一	日本年金機構 年金給付部 給付企画第1グループ長
飯野 一浩	厚生労働省 大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
島添 悟亨	厚生労働省 大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
水野 忠幸	厚生労働省 年金局事業管理課 課長
濱村 明	厚生労働省 年金局事業管理課 課長補佐
富澤 直嗣	厚生労働省 年金局事業管理課 課長補佐

【議事次第】

1. 開会
2. 議事
 - (1) 開催要綱について
 - (2) 令和6年度の進め方
 - (3) その他
3. 閉会

【意見交換(概要)】

1. 開会
 - 基幹業務システムの標準化は政府全体で進めている取組みであり、国民年金システムに関しては昨年度までで一定の形になっていると考える。今年度は、令和7年度末の標準準拠システム移行期限に向け、昨年度の下期にいただいたご意見について取り急ぎ対応すべきかを精査し正誤表で対応を行っていくことを想定している。昨年度から引き続き参加いただいている自治体、今年度から新たに参加いただく自治体がいる中で昨年度の振り返りを実施するとともに、実態等についてご意見を賜りたい。(オブザーバー)
 - 本日は研究会であり、自治体、事業者を含む全ての構成員とオブザーバーが出席対象となっている。(事務局)
2. 議事
 - (1) 開催要綱について
 - 自治体の情報システムは、これまで各自治体が独自に構築・発展させてきた結果、その発注・維持管理や制度改正対応などについて各自治体が個別に対応しており、人的・財政的負担が生じている。特に人口規模が一定以上の自治体については、同一事業者のシステムを利用する自治体間でもシステムの内容が異なることから、LGWAN等の共通プラットフォーム上のサービスを利用する方式への移行の妨げとなっている。さらに、自治体ごとに様式・帳票が異なることが、それを作成・利用する住民・自治体等の負担に繋がっている。
 - また、中長期的な人口構造の変化に対応した自治体行政に変革していくためにも、自治体の情報システムに係る重複投資をなくして標準化・共同化を推進し、自治体行政のデジタル化に向けた基盤を整備していく必要がある。
 - こうした状況を踏まえ、自治体行政のデジタル化に向け、国民年金事務に係る自治体の情報システムや様式・帳票の標準化等について、具体的な検討を行うことを目的として、「令和6年度国民年金システム標準化研究会」を開催することとする。(事務局)
 - 自治体と事業者の間で中立的な視点から議論を推進するため、事務局としては座長には、昨年度に引き続き、株式会社E C O経営企画室代表取締役中川様を推薦する。(事務局)
 - 異議なし。(構成員)
 - 異議がないようなので、中川様を座長として決定する。(事務局)
 - 本日の研究会に参加いただいている構成員の皆様に感謝申し上げる。先ほど開会の際にお話があった通り、本研究会は非常に重要なシステムについての討議を行う。活発な意見に向けて構成員の方々よりご協力を賜りたい。(構成員)
 - それでは議事「(1) 開催要綱について」を終了し「(2) 令和6年度の進め方」に移行する。(構成員)

（２）令和６年度の進め方

- 標準化の全体スケジュール及び本年度の位置づけについてご説明する。今年度は、昨年度に引き続き地方自治体及びベンダーにおいて標準準拠システムへの移行を対応していく。本取り組みについては令和３年度からスタートしており、令和７年度末の移行完了まであと２年を切っているという状況である。（事務局）

- 続いて、本年度検討における前提事項及び取り込み方針の説明に移る。令和６年度における標準準拠システムへの移行支援にあたり、令和５年１０月２７日にデジタル庁ホームページにて公表された「標準仕様書の改定・運用に関する考え方」で示された運用に沿って対応することが必要であると考える。

標準仕様書の改版については、原則として適合基準日の１年前までに見直し内容を反映した標準仕様書に改定する必要がある、困難な場合は、制度改正等の検討段階から広く開発事業者等に影響を確認する等の個別事項に対応する。

移行支援期間における標準仕様書の改定への対応については、令和７年度までの適合が制度改正等の政策上必要と判断されるものを除き、令和８年度以降のシステム改修時において、標準に適合させる。

従って、基本的に本年度の改定は原則行わないこととするが、制度改正等の政策上必要と判断するものがあれば、事務局で標準仕様書への影響を検討していくことを本年度の標準仕様書の改定に係る取り組みポイントとする。

標準仕様書の改定は、原則として、８月３１日又は１月３１日に行う。

データ要件・連携要件標準仕様書については、各業務の標準仕様書の改定後１ヶ月後を目途として改定を行う。

なお、事業者等からの疑義等について、デジタル庁及び制度所管省庁は、標準化 PMO ツールで対応し、デジタル庁及び制度所管省庁は、当該疑義等に対して速やかに解釈等を回答し、必要に応じて標準化 PMO ツールの FAQ として公開する。

標準仕様書の解釈等の記載や誤記の訂正については、標準仕様書の改定プロセスを待つことなく、正誤表で対応する。（事務局）

- 次に標準仕様書の精度向上に向けた検討テーマ整理及び対応方針について説明する。

標準仕様書 1.3 版以降で対応すべき事項としては、新規と昨年度からの継続の事項があると考え。新規の事項は今後随時発生するものであるため説明を割愛する。継続の事項としては、昨年度からの申し送り事項がある。検討テーマの整理としては、これらの対応すべき事項について、「①新規機能・帳票の追加」、「②新規業務（及び機能・帳票）の追加」、「③標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化」、「④法令・制度改正予定の仕様書への反映」、「⑤年金機構側の業務変更を伴う事項」、「⑥横並び調整方針への対応」、「⑦共通事項の整備への対応」の検討テーマに区分のうえ、検討テーマごとに対応方針を定めた。（事務局）

- 対応方針として「①新規機能・帳票の追加」については、今年度は職員の業務効率化・省力化、国民の利便性向上に資する機能・帳票追加、及び「書かない窓口」に向けた検討を行うこととし、今年度下期に検討を開始する。「②新規業務（及び機能・帳票）の追加」は昨年度に引き続き該当するものはないと想定している。「③標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化」については、業務標準化をより推し進める旨の意見を選定し、標準仕様書の要件を精度向上、要件化範囲・内容の最適化と明確化を目的とし、原則正誤表で対応をしていく。ただし、議論の状況を踏まえ対応は変更する。「④法令・制度改正予定の仕様書への反映」につ

いては、制度改正の状況を見すえて対応する。「⑤年金機構側の業務変更を伴う事項」については、中長期的課題となるため令和8年度以降に対応する。「⑥横並び調整方針への対応」、「⑦共通事項の整備への対応」については、デジタル庁の対応状況に合わせて対応していく。（事務局）

- 各検討テーマの対応方針を踏まえ、今年度に対応すべき検討テーマは、「①新規機能・帳票の追加」、「③標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化」、「④法令・制度改正予定の仕様書への反映」であると考え。そして、今年度の業務としては、「①国民年金システム標準化研究会等、及びベンダー分科会の開催」、「②改定標準仕様書（令和6年度）案に対する意見照会及び整理」、「③改定標準仕様書（令和6年度）作成業務」があると考えており、業務「①国民年金システム標準化研究会等、及びベンダー分科会の開催」については、検討テーマの①、③、④を検討していく。また、業務「②改定標準仕様書（令和6年度）案に対する意見照会及び整理」、「③改定標準仕様書（令和6年度）作成業務」については、検討テーマの③、④が対象となる。（事務局）
- 直近では、7月末から8月にかけてのワーキングチーム及びベンダー分科会の開催を予定しており、令和5年度からの申し送り事項を中心に、正誤表での改定方針及び標準仕様書改定の要否について議論を予定している。これらの議論の結果を踏まえ、下期のスケジュールを検討し、別途提示する。また、意見照会についても、実施する場合には別途スケジュールを提示する。（事務局）
- 資料2のP10 記載の標準仕様書の精度向上に向けた検討テーマ「④法令・制度改正予定の仕様書への反映」について、現時点で厚生労働省年金局が想定されている対応事項があれば説明いただきたい。（構成員）
- 参考2「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案における国民年金法の改正について（報告）」を確認いただきたい。本資料P2に記載の通り、子ども・子育て支援法等の一部改正にあたり、自営業・フリーランス等の国民年金第1号被保険者について、育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、育児期間に係る保険料の免除措置が創設される。厚生年金も既に同様の仕組みであるが、所得要件や休業要件は設けないという点で厚生年金とは異なっている。また、子を養育することになった日から子が1歳になるまでを育児期間免除の対象期間とし、産前産後免除が適用される実母の場合は産後免除期間に引き続く9ヶ月を育児期間免除の対象期間とする。対象期間の基礎年金額については満額が保障される。なお、本制度の財源は「子ども・子育て支援金」である。
施行日は令和8年10月1日を予定しているため、今年度の改定の対象とはせず、令和8年度以降で対応していく方針がよいと考える。ただし、構成員の方々よりご希望があれば徐々に標準仕様書に取り入れていくことも考えられるため、ご意見等あればいただきたい。（オブザーバー）
- また、参考3は5月13日に開催された社会保障審議会年金部会の資料であり、「これまでの年金部会も踏まえてご議論いただきたい論点②」として意見が集中した論点を4つ記載している。自治体の皆様に関しては、論点3「第3号被保険者制度に関連する論点について」が関係してくると考えている。第3号被保険者制度の在り方については議論を進めているところであり、社会保障審議会年金部会の資料は随時更新していくため確認いただきたい。（オブザーバー）
- 本日の資料には記載していないが、遺族年金についても議論を進めているところである。基本的には、今年12月に年金制度の見直しについての報告を取りまとめ、2、3月に国会に年

金法改正法案を提出する予定である。施行については、さらに先になるため令和7年度末までの移行期間に対応する事項はない想定である。(オブザーバー)

- 議事(2)を通して構成員の皆様からの疑問、ご質問等あればお願いしたい。(構成員)
- 特になし。(構成員)
- 第一回目の研究会であるので、自治体の方からご意見をいただきたい。(構成員)
- 1.2版の標準仕様書における誤記等を確認している。これらについては今年度に正誤表で対応していただける認識だが、誤記等について意見や指摘を行うための機会を設けていただきたい。また、育児期間における保険料免除の制度改正においては、養父養母も免除の対象になる等、前例のない制度であるため、窓口で混乱が起きないように十分な情報提供と準備期間を設けていただくようお願いする。(構成員)
- 制度改正の件について回答させていただく。育児期間における保険料免除については、制度改正であることから新しい取り組みとなることは理解しており、自治体の皆様の協力なしでは円滑に進めることができないと考える。施行準備には時間をかけ着実に取り組む方針であり、年金機構とも連携をとりながら、関係者の皆様には情報提供させていただく。(オブザーバー)
- 国民年金以外のシステムでも標準仕様書の改定が推し進められていると理解している。このような状況において、システム間の連携や連携に係るテストを実施していく必要性はあるのではないかと思慮している。また移行完了時期が迫る中で、全ての関連するベンダーが標準仕様書の改定内容について足並み揃えて適合できているのかどうか等が気になっており、このようなリスクが存在しないのか確認したい。(構成員)
- 質問いただいた内容について、デジタル庁で確認し、事務局を通して回答させていただく。(オブザーバー)

[会議後追記]

デジタル庁より下記の回答を受領。

標準準拠システムへの移行の過渡期における連携については、デジタル庁で設置している事業者協議会やPMOツール等を通じてもご意見をいただいております。当庁においても課題として認識している。また、移行作業の集中によるリソース不足や、移行に当たってのテストに関する課題についても、同様にご意見をいただいている状況である。

これらの課題については、引き続き、自治体や事業者の状況を丁寧に把握し、円滑な移行に支障が生ずる場合には、関係機関とともに対応を検討していく。

- ベンダーの方からの疑問、ご質問等あればお願いしたい。(構成員)
- 特になし。(構成員)

(3) その他

- 全体を通してご意見等があればお願いしたい。(構成員)
- 検討テーマ「③標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化」についてはワーキングチーム及びベンダー分科会で議論を予定しているが、事前にご意見を頂戴できれば内容を確認しワーキングチーム及びベンダー分科会でも議論ができるように事務局で準備する。各自自治体とベンダーの議論の中や、システム開発中等で気づいた点があれば、事務局まで連絡いただきたい。現在いただいているご意見についてはできる限り上半期で整理していきたいと考えており、ご協力をお願いしたい。(オブザーバー)

- 先ほどの「誤記等について意見や指摘する機会」の質問に対する回答にあたりと考える。ご意見等ある場合は直接事務局に連絡いただくか、PMOツールを通して頂戴できればワーキングチーム及びベンダー分科会でも議論ができるため、そのような対応をお願いします。（構成員）
- 検討テーマ⑥、⑦に関して、今年度中にデジタル庁から依頼を予定している要件はあるか。（構成員）
- 昨年度に依頼をしている横並び調整方針に関する対応はしていただくことになると思うが、今年度新たに依頼する事項はない。ただし、自治体の皆様から意見をいただく中で対応が必要となる事項がある場合は、依頼させていただく可能性がある。（オブザーバー）
- 承知した。その他にご意見等あればお願いしたい。（構成員）
- 特になし。（構成員）
- 最後に厚生労働省年金局からコメントあればお願いしたい。（構成員）
- 今回は令和6年度第一回目の研究会であるため、今年度の方向性について確認をさせていただいた。また、制度改正や来年の法改正についてはこれから徐々に進めていくものもあり、その中で構成員の皆様には随時情報提供をさせていただくので、同じ視野を持っていただけると幸いである。
今年度対応する申し送り事項に関しては正誤表での対応を進めていくとともに、下半期には「書かない窓口」に向けた検討も開始していく。デジタル庁が提言している「ワンスオンリー」を目指し、国民の皆様の負担を軽減した手続きを実現していくことが国全体での流れだと認識している。国民年金もその流れを汲むものであり、「書かない窓口」が一定程度市町村にも広まってきていると認識している。今後どこまでこの取り組みを広められるか、また取り込むべき要素がないか等も踏まえ、実態を調査する必要があると考える。併せて下半期には構成員の皆様のご意見を伺い、相談させていただく想定である。
国民年金窓口には様々なパターンがあり、その一例を紹介させていただきたい。今年度から新たに構成員として参加いただいている苫小牧市の例であるが、苫小牧市では窓口業務を民間に委託している。あまり前例のないケースではあるが、着実に新たな業務の取り組みを実施されている。様々な市民の方々と接する窓口業務において、どのような形で実施するのが望ましいかについてご意見・ご指摘をいただきながら、中長期的な課題として取り組んでいきたい。今年度の研究会も、有意義なものにしていきたい。（オブザーバー）

3. 閉会

- 本日の討議の結果、確認や整理が必要な事項に関しては事務局での対応をお願いします。その他、事務局からの連絡事項はあるか。（構成員）
- 数点ご案内させていただく。1つ目、本日のご議論等を踏まえて資料の更新を行うものは、改めてご提示させていただく。2つ目、議事概要に関しては後日連携させていただく。3つ目、検討事項のとりまとめに際しても、構成員の方々へお問い合わせさせていただくことが有り得るが引き続き協力いただきたい。4つ目、とりまとめた結果に基づき、今後の論点を整理し、ワーキングチーム及びベンダー分科会で討議させていただきたい。（事務局）

以上